

[事案 2024-64] 入院給付金等支払請求

・令和7年6月20日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

令和5年5月および同年6月、労作性狭心症で入院したため、同年5月に契約した終身医療保険にもつき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、入院給付金等は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 診断書では、労作性狭心症の告知日は令和5年4月となっているが、この時点では説明を受けていなかった。同年5月に、心臓カテーテル検査治療・造影剤検査を受けるための同意書に狭心症疑いと記載があり、初めて病名を知った。
- (2) 募集人に対して、胸の痛みがあることや定期的に受診していること、令和5年4月の受診、内服薬もあることについてお薬手帳を見せながら伝えた。しかし、既往症の説明をしようとする、募集人から、「聞いたら調べないといけなくなるので、もういいです。いらぬことは言わないでください」と言われた。
- (3) 本契約の三大疾病保障について、募集人から、「もしも何らかの問題で一つの疾病が解除になった場合、その他の疾病については保障対象となるので、他の殆どのお客様は契約を続けている」と説明を受けた。

<保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人と募集人は、令和5年4月に申立人の娘も同席したうえで計4回の面談をしており、提案や確認を行った。募集人は、3回目と4回目の面談時、申立人のお薬手帳と定期的な受診や検査について確認したが、その際、胆石と血圧の薬の記載について確認した。
- (2) 申立人のお薬手帳には、処方薬の説明の中に、「狭心症の発作を予防する作用」や「狭心症や心筋梗塞等の症状を改善します」といった記載があり、これらはいずれも令和5年3月作成となっていることから、申立人は狭心症に関連するお薬を服用することを認識していたものと考えられる。
- (3) 募集人が、三大疾病保障に関して、「もしも何らかの問題で一つの疾病が解除になった場合、その他の疾病については保障対象となる」旨を説明した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の状況等を確認するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人がお薬手帳を受け取った際、「胆石と高血圧の薬はどれですか」と尋ねて、お薬手帳に記載された複数の処方薬の中から高血圧と胆石の薬を確認したという経緯に関して、募集人は、事情聴取において、胆石と高血圧以外の薬については何も申告がなかったので告知いただいた部分だけを確認させていただいたと陳述している。
- (2) 告知事項に該当する病歴の告知は、申込者本人が自ら行うべき事柄ではあるものの、申立人が当時 80 歳と高齢であることやお薬手帳には胆石と高血圧以外の薬もあることを募集人が認識していたことなどの事情を踏まえると、募集人は、胆石と高血圧以外の薬があることにも言及し、その他の持病がないかを確認するといった対応をとることが望ましかった。